

山口市空き家バンク改修事業補助金のご案内

山口市では、「山口市空き家・空き地バンク」に登録された空き家へ、移住者が入居する際に改修が必要な場合、次のように改修費の一部を補助しますので、ご活用ください。

なお、対象地域は「山口市空き家・空き地バンク」を展開している農山村エリア（徳地・阿東・仁保・秋穂二島・秋穂地域）です。

補助対象者

空き家・空き地バンク制度において売買または賃貸借契約した空き家の所有者

補助対象要件

(条件)

1. 施工業者は市内に所在地を有する法人又は個人事業者であること。
2. 売買又は賃貸借契約が行われて6月以内であること。
3. 空き家の改修費用(対象経費)が10万円以上であること。
4. 空き家の改修が当該年度末までに終了すること。
5. 市税等に滞納がないこと。
6. 5年以上入居者が居住する見込みがあること。
7. 同一物件又は同一申請者が過去5年以内に改修補助金を使用していないこと。

補助金の額

成約物件に入居する世帯の状況	補助率	補助金の上限額
入居者若しくは配偶者が45歳未満、又は、15歳未満の者がいる世帯	2/3	60万円
入居者及び配偶者が45歳以上で、かつ、15歳未満の者がいない世帯	1/2	45万円

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた額とする。

※成約物件に入居する世帯の状況において、年齢は申請年度の4月1日時点の年齢とする。

補助金交付手続は**改修を行う前**に必要ですので、詳しくは事前にお問い合わせください。



補助対象となる改修等

(概ね機能維持のための改修・工事)

1. 屋根、外壁、軒天、雨樋の改修(塗装、コーキング等含む)
2. 床(畳含む)、内壁、天井材、建具(ドア、ふすま、障子等)の改修(張替、取替含む)
3. ガラス、網戸、サッシ、雨戸の改修(取替、交換含む)
4. 浴室、ユニットバス、トイレ、洗面所の改修工事
5. 給排水衛生設備の改修工事
6. スイッチ、コンセント、配線等の電気工事
7. 井戸用ポンプ等の改修工事(新たにモーターを設置する場合を除く)
8. 耐震補強工事(シロアリ被害による機能回復等)

(概ね機能向上のための改修工事)

9. システムキッチンの設置(IHクッキングヒーター、ガスコンロ、オーブン、食器洗浄機
については、キッチン組み込みのものに限り対象)
10. ガス給湯器、電気温水器、ボイラー等の設置(エコキュート等の高効率給湯器を含む)
11. 太陽熱利用機器の設置(自然循環型太陽熱温水器、ソーラーシステム(太陽光発電を除く))
12. 床、建具等のバリアフリー化、手すりの設置
13. 間取り等の変更に伴う壁等の工事
14. サッシ、雨戸の設置
15. カウンター、棚の設置
16. 火災報知器の設置
17. 防犯カメラ等の防犯機能の付加又は強化のための設置
18. 換気扇、換気空清気ロスナイの設置
19. 床暖房設備、ペレットストーブの設置
20. 玄関フード・サンルームの設置
21. バルコニーの設置
22. ウッドデッキ、パーゴラの設置(母屋に接するものに限る)

申請・問い合わせ先
山口市 農林水産部農山村づくり推進課
電話 083-934-4646(直通)